

別紙

諮問第1705号

答 申

1 審査会の結論

本件一部開示決定及び本件非開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「広報東京都令和4年9月号にて募集された東京都児童福祉審議会の公募委員について、（1）公募実施の決定（実施に係る意思決定過程が分かるものを含む。）、（2）都民からの応募状況（応募書類を含む。）、（3）委員の選考過程（選抜方法・基準等が分かるものを含む。）、（4）応募者への結果通知（結果の決定に係る意思決定過程が分かるものを含む。）、（5）委員の委嘱に係る一連の過程で作成・取得された公文書」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都知事が令和5年2月10日付けで行った本件一部開示決定及び本件非開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関は、本件開示請求のうち（3）から（5）までに対し、別表1に掲げる本件対象公文書1から3までを特定し、本件対象公文書1及び2のうち、別表2に掲げる本件非開示情報1から10までを非開示とする本件一部開示決定を行い、本件対象公文書3を別表2に掲げる理由により非開示とする本件非開示決定を行った。

なお、本件開示請求のうち（1）及び（2）については、別途、開示決定を行った。

4 審査会の判断

（1）審議の経過

本件審査請求については、令和5年6月13日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和5年8月10日に実施機関から理由説明書を収受し、同年11月24日（第

243回第二部会) から同年12月22日 (第244回第二部会) まで、2回の審議を行った。

## (2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のよ  
うに判断する。

### ア 東京都児童福祉審議会の都民公募委員候補者選考について

東京都児童福祉審議会(以下「審議会」という。)は、児童等の福祉に関する事項を調査審議するとともに、東京都知事の諮問に答え、又は関係行政機関に意見を述べることを目的とする機関で、東京都知事が任命する委員と特別の事項を調査審議する臨時委員によって構成されており、審議会の運営に広く都民の意見を反映させるために、審議会委員の一部を都民から公募している。

実施機関は、審議会都民公募委員(以下「都民公募委員」という。)の選考に関し、「東京都児童福祉審議会委員応募要項」(以下「要項」という。)を公表しており、同要項5では、「個人情報については、本目的の達成に必要な範囲内でのみ使用し、他の目的には使用しません。」と定めている。

### イ 本件一部開示決定の妥当性について

本件対象公文書1は、広報東京都令和4年9月号にて募集された都民公募委員候補者選考に係る審査結果の通知及び都民公募委員候補者への就任依頼を決定した起案文書である。本件対象公文書2は、都民公募委員候補者の就任に関し、都民公募委員候補者から送られてきた提出書類である。

#### (ア) 条例7条2号該当性について

審査会が見分したところ、本件非開示情報1は、都民公募委員への応募者の氏名等の情報であり、本件非開示情報2のうち「氏名、年齢」、本件非開示情報3、4、6、7、8及び10は、都民公募委員候補者の氏名等の情報であって、個人に関する情報で特定の個人を識別することができる情報であり、本件非開示情報2のうち「結果、審査結果内容」は、都民公募委員候補者に係る審査結果の情報で

あって、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報であると認められ、いずれも条例7条2号本文に該当する。本件開示請求のあった令和4年12月12日時点で審議会の都民公募委員を含む委員名簿は公表していなかったとのことであるから、上記の非開示情報は、いずれも同号ただし書イに該当するとは認められず、その内容及び性質から、同号ただし書ロ及びハにも該当しない。

(イ) 条例7条4号該当性について

審査会が見分したところ、本件非開示情報5及び9は、いずれも都民公募委員候補者の印影又は署名であり、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報であることから、条例7条4号に該当する。

(ウ) 条例7条6号該当性について

審査会が見分したところ、本件非開示情報2のうち「結果、審査結果内容」は、審議会の都民公募委員候補者選考の本審査結果に関する詳細な情報であり、各審査員が行った作文審査と面接審査の評価、総合得点、審査結果のポイントが記載されていることが確認できた。これらを公にすることとなると、各審査員による率直な評価や意見交換が行われにくくなるとの実施機関の説明は首肯できるものであり、選考事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例7条6号に該当すると認められる。

また、本件非開示情報3、6、7、8及び10は、都民公募委員への応募者のうち、候補者となった者の氏名等の情報である。前記アのとおり要項5において、応募者の個人情報には公募及び選考に必要な範囲内でのみ使用する旨が定められていることから、都民公募委員への応募者は、自らの氏名や年齢、得点の高低、合格・不合格にかかわらず公開されないという理解に基づいて応募しているものと認められる。したがって要項5の定めに反し、応募者を識別することができる情報を公にすることとなれば、都民公募委員候補者選考に対する信頼を損ない、今後の選考事務を遂行する上で支障が生ずるものと認められることから、条例7

条6号に該当すると認められる。

以上のとおり、本件非開示情報1から10までは、条例7条2号、4号又は6号に該当するので、本件一部開示決定は妥当である。

ウ 本件非開示決定の妥当性について

本件対象公文書3は、都民公募委員への応募者から提出された応募書類であり、住所・氏名（ふりがな）・年齢・職業・電話・都の他の審議会参加の有無、印影又は署名が記載された審議会委員応募様式と、応募の動機についてまとめた作文から構成されている。

審査会が見分したところ、都民公募委員への応募者の氏名等の情報については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができる情報であることから条例7条2号に該当し、印影又は署名については、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報であることから条例7条4号に該当する。また、前記イ（ウ）で述べたとおり応募者を識別することができる情報を公にすることとなれば、都民公募委員候補者選考に対する信頼を損ない、今後の選考事務を遂行する上で支障が生ずるものと認められることから、条例7条6号に該当すると認められる。

したがって、本件非開示決定は妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、荒木 理江、友岡 史仁、府川 繭子

別表1 本件対象公文書及び決定

本件対象公文書		決定
1	東京都児童福祉審議会委員候補選考に係る審査結果の通知及び候補者への就任依頼について	一部開示
2	都民委員候補者の就任に関する提出書類（鑑文、承諾書、経歴書、経路及び交通費、支払金口座振替依頼書）	一部開示
3	応募書類	非開示

別表2 本件非開示情報

本件非開示情報		非開示理由
本件対象公文書1		
1	通知先一覧	氏名、ふりがな、郵便番号、住所、メールアドレス 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。(条例7条2号)
2	5年期東京都児童福祉審議会都民公募委員候補者本審査結果表	氏名、年齢 同上
		結果、審査結果内容 特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。(条例7条2号) 都民公募委員の選考に当たっての審査会における詳細な審査結果等に関する情報であって、これらを開示することにより、審査において、各審査員からの率直な意見交換が行われにくくなり、また、都民との信頼関係が損なわれるため、都民公募委員選考事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。(条例7条6号)
本件対象公文書2		
3	鑑文、送付状に記載されている氏名、文面	個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。(条例7条2号)
		都民公募委員候補者の情報が公にされることにより、都民との信頼関係が損なわれ、都民公募委員選考事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。(条例7条6号)
4	承諾書に記載の住所、氏名	個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。(条例7条2号)

		都民公募委員候補者の情報が公にされることにより、都民との信頼関係が損なわれ、都民公募委員選考事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。(条例7条6号)
5	承諾書に記載の印影	印影又は署名を明らかにすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため。(条例7条4号)
6	経歴書に記載の氏名、生年月日、自宅、勤務先、資料送付先、略歴、現職、専門分野、他の審議会委員歴、著書等	個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。(条例7条2号)
		都民公募委員候補者の情報が公にされることにより、都民との信頼関係が損なわれ、都民公募委員選考事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。(条例7条6号)
7	経路及び交通費	個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。(条例7条2号)
		都民公募委員候補者の情報が公にされることにより、都民との信頼関係が損なわれ、都民公募委員選考事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。(条例7条6号)
8	支払金口座振替依頼書に記載の氏名、印影、口座情報	個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。(条例7条2号)
		都民公募委員候補者の情報が公にされることにより、都民との信頼関係が損なわれ、都民公募委員選考事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。(条例7条6号)
9	支払金口座振替依頼書の印影	印影又は署名を明らかにすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため。(条例7条4号)
10	支払金口座振替依頼書に記載の住所、携帯電話番号	個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。(条例7条2号)
		都民公募委員候補者の情報が公にされることにより、都民との信頼関係が損なわれ、都民公募委員選考事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。(条例7条6号)
本件対象公文書3		
(全て非開示)		個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。(条例7条2号)
		印影又は署名を明らかにすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため。(条例7条4号)
		都民公募委員公募者の情報が公にされることにより、都民との信頼関係が損なわれ、都民公募委員選考事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。(条例7条6号)